

○中標津町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

平成8年7月1日条例第13号

改正

平成11年9月28日条例第19号

平成26年10月1日条例第20号

平成27年9月18日条例第25号

中標津町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区における土地利用の適正化及び効率化を図るため、必要な建築物の建築の制限又は禁止を行い、もって地域住民の生活の環境の保全に資することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用区域は、中標津都市計画特別用途地区とする。

(用語の定義)

第3条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(特別用途地区)

第3条の2 特別用途地区の区分は第1種特別工業地区、第2種特別工業地区、第3種特別工業地区及び大規模集客施設制限地区とする。

(建築物の制限)

第4条 第2条の特別用途地区内においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、町長が地区の指定の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 第1種特別工業地区 別表の1に掲げる建築物
- (2) 第2種特別工業地区 別表の2に掲げる建築物
- (3) 第3種特別工業地区 別表の3に掲げる建築物
- (4) 大規模集客施設制限地区 別表の4に掲げる建築物

2 町長は前項ただし書の規定による許可をする場合においては、都市計画審議会の意見を聞かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により、前条第1項の規定の適用を受けない建築物は、同条第1項の規定の適用を受けなくなったとき（以下この条において「基準時」という。）を基準として同条の規定にかかわらず、次の各号に定める範囲内において増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条第1項の規定に適合しない既存建築物で、適合しなくなった事由が、原動機の出

力によるものにあつては、基準時以後において増加できる原動機の出力の合計は基準時における原動機の出力の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地が2以上の地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合における第4条の規定の適用について、その敷地の過半が当該特別用途地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この条例の規定を適用する。

(罰則)

第7条 次の各号に該当するものは、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項又は前条の規定に違反して建築物を建築した場合における当該建築物の建築主

(2) 第4条第1項又は前条の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第4条第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年9月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日条例第20号)

(施行期日)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく中標津都市計画特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に従前の中標津町特別工業地区建築条例の規定に基づいてなされた許可、承認、指示、決定その他処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則 (平成27年9月18日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

特 別 用 途 地 区 の 区 分	地区の 名称	建築してはならない建築物
1	第 1 種 特 別 工 業地区	1 次の各号に掲げる工場 (1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (2) 骨炭その他動物質炭の製造

		(3) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (5) 骨、魚、きば、ひずめ又は貝がらの引割若しくは乾燥研磨 (6) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの (7) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 (8) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 2 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店（床面積が3,000㎡を超えるもの） 4 ホテル、又は旅館 5 学校 6 病院 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 9 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの 10 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
2	第2種特別工業地区	1 建築基準法別表第二（と）項に掲げるもの（ただし、自動車修理工場を除く。）
3	第3種特別工業地区	1 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの 2 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 3 住宅 4 長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿 5 住宅で事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの 6 物品販売業を営む店舗又は飲食店（床面積が500㎡を超えるもの） 7 ホテル、又は旅館 8 学校 9 病院 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 12 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これらに類するもの 13 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
4	大規模集客施設制限	1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又

	地区	は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
--	----	--